

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成28年7月4日 午前10時～午前11時50分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	森永靖子	委員	佃昌樹
副委員長	森満晃	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	川添公貴
委員	杉蘭道朗	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	小田原勇次郎

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野一誠

○その他の議員

議員	瀬尾和敬	議員	持原秀行
議員	江口是彦	議員	谷津由尚
議員	新原春二	議員	成川幸太郎
議員	徳永武次	議員	下園政喜

○説明のための出席者

危機管理監	中村真	専門職	阿南哲也
防災安全課長	寺田和一	原子力安全対策室長	遠矢一星

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
議事調査課長	道場益男	主幹兼議事グループ長	久米道秋

○審査事件等

- 1 陳情第4号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情
 - 2 陳情第10号 熊本地震で得られた知見により、川内原発の耐震性と基準地震動の検討を求める陳情
 - 3 陳情第11号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査の前倒しを求める陳情
 - 4 陳情第12号 熊本地震を教訓とし、避難計画の実効性に関する国、県、市による説明会を実施し、住民の質問や意見を聞くことと、熊本地震の教訓を避難計画の改善、見直しに反映することを求める陳情
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、7名から傍聴及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可します。

△陳情第4号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情

○委員長（森永靖子）それでは、前回の委員会で審査を一時中止しておりました陳情第4号鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、前回の委員会において九州電力を参考人として招致することが決定されましたが、日程を調整したところ、7月26日、火曜日に実施できる見込みとなりました。

この日の九州電力の参考人招致は、今定例会の閉会后となりますことから、本陳情を審査するには継続審査の手続が必要となります。ついては、ここで継続審査の取り扱いについてお諮りします。

本陳情については、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、本陳情については継続審査とすることに決定しました。

委員長において閉会中の継続審査を議長に申し出ることといたします。

なお、前回の委員会で御協議いただきましたとおり、本陳情に関し、緊急時対策所での計画変更について、及び熊本地震に対する川内原発の状況についての2点についてだけ、参考人に対して意

見を求めることとなりますので、御了承願います。
以上で、本陳情の審査を終了いたします。

△今定例会で付託された陳情の審査の進め方について

○委員長（森永靖子）次に、今定例会で本委員会に付託された陳情3件について、これから審査を行います。ここで本日の審査の進め方についてお諮りいたします。

本日の審査は、陳情の内容が少しずつ異なっておりますことから、陳情ごとに審査を進めることとし、陳情審査の冒頭で、陳情に関し当局が把握している事項があれば、まずその説明を求めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように審査を進めてまいります。

なお、陳情文書表については、6月28日の本会議において既に配付されておりますことから、陳情文書表の朗読は省略したいと思いますので、御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

△陳情第10号 熊本地震で得られた知見により、川内原発の耐震性と基準地震動の検討を求める陳情

○委員長（森永靖子）それでは、陳情第10号熊本地震で得られた知見により、川内原発の耐震性と基準地震動の検討を求める陳情を議題といたします。

本陳情の内容に関し、当局が把握している事項がありますか。

○原子力防災安全室長（遠矢一星）それでは、陳情第10号についてですが、陳情第10号は「熊本地震で得られた知見により」とありますが、今後、気象庁をはじめ、防災科学技術研究所や大学など、さまざまな機関において研究が進められていくものと考えております。そのような研究が進む中で、原子力発電所の基準地震動評価に反映すべき新たな知見が確認されれば、原子力規制委員会において議論をされ、その結果に基づき、新たな指示が出されるものと考えております。

なお、要旨の前段に高経年化技術評価について記載がございますが、以前も本委員会で御説明い

たしましたとおり、運転30年を経過するにあたり、実施する高経年化技術評価は、運転開始後60年時点を保定し、中性子照射脆化や過渡回数による疲労評価等を行った上で、運転開始40年時点の予測評価を行い。今後10年間に実施すべき長期保守管理方針を保安規定に定めるもので、今後、掲げられた保守管理方針に従い、点検・保守がなされていくものと考えております。

次に、後段の元原子力委員会委員であった島崎氏の指摘に関しましては、報道等でも取り上げられておりますが、基準地震動の策定にあたり、調査結果などに基づく断層面等から地震モーメント、いわゆる地震のエネルギー量等を算出するにあたり、大飯3、4号機の評価で使用された経験式としての入倉・三宅式は、垂直か、垂直に近い断層に適用すると過小評価になる可能性があるという主旨、指摘のようですが、川内原子力発電所におきましては、鹿児島県北西部地震の観測記録や同地震についての防災科学技術研究所や、専門家等により研究された文献や知見及び理論式等で構成・評価されており、指摘のある入倉・三宅式は採用していないため、島崎氏のほうも川内については問題ない旨の発言がされております。

以上で、当局の説明を終わります。

○委員長（森永靖子） ただいま、当局から説明がありました。質疑、御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） この入倉・三宅式については採用していないということでもありますけれども、その辺がよく専門的な計算式ですので、私たちにはよくわからないわけです。この入倉・三宅式ではなく、別の計算方法をされているということについて、難しいことになるかもしれませんが、資料を取り寄せていただいて、私たち自身には、なかなかそれを判断するのは難しいけれども、専門家は幾らでもいらっしゃいますので、専門家の御意見を聞いたりとかいうことはできますので、そういったどういう計算式のもとで過小評価されていないと言えるのかということについては、資料を取り寄せていただくことができませんでしょうか。

○原子力防災安全室長（遠矢一星） 一応、検討させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（森永靖子） ただいま井上委員のほうから資料請求についての依頼がありましたが、このことについて、ほかの委員の御意見はありませ

んか。

○委員（川添公貴） 専門的なことを書いた資料があるということが多分、井上さんは十分それを見て理解できるだろうという知識がおりだと思っております。私なんかはわからないので、今説明されたやつの、もしかして概要版が、仮にあるとするならば、こういう計算式ですよ。例えば横揺れ計算、縦揺れ計算、それから斜め断層とか縦断層で割れるとかっていう計算方式があると思うんですよ。そこで、ガルの数値が違ってくるんで、仮にそのような資料を一応調査だけしていただいて、あるようであれば次回の委員会で資料を取りつけていただければと思うところであります。

きょうは陳情審査でありますので、この陳情が熊本の知見をとということになっているんで、基本形が。熊本の知見はまだ出ていないので、当局も答弁のしようがないし、規制庁の意見等も把握もできないと。できれば、一つの段階でそれらが出そろったときに、はじめて見させていただければ、私らも参考になるだろうと思いますので、本時点ではしばらくの間、その書類がそろうまで猶予をされたほうが良いと私は思います。それは、委員長判断をお願いしておきます。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、御意見ありませんか。

○委員（井上勝博） 知見がいつまとまるのか、永遠にまとまることのないのかもしれないし、よくわかりませんが、そういったのを待っているのは事故が起きたときにどうなのかと。また、想定外という話になるのかなと思うんです。だから、私たちはもう積極的にいろんな専門家が指摘している問題について、私たち自身もよく勉強し、その問題点について明らかに、浮き彫りにしておくということは必要なことなんじゃないかというふうに思うんです。

この高経年化の評価の問題なんですが、許容値ぎりぎりの配管があることが発表されていたということで、事前にちょっとその陳情者に連絡をとって、資料を——これは県の県知事に対する要請書という形で出されている資料、なんですけれども、その中に川内原発1、2号機の再稼働前に30年目の高経年化技術評価が行われていると。その中に、この伸縮式配管貫通部の疲労割れを前提とした耐震安全評価をしていると。その疲労係数というのが出ていて、疲労係数が0.964——

1 が許容の基準であるんですが0.964、となっていてところがあるというこういう指摘をされていて、非常にもうぎりぎりのところにあると。ですから川内原発で大きな地震が起こったとか、それ以外にも何かあるかもしれませんが、そういったときに大事故につながりはしないだろうかという指摘がされているわけですけども、この高経年化技術評価のことについては、これは当局は九州電力から資料などをもらっていて、この問題については御存じなんでしょうか。

○原子力防災安全室長（遠矢一星） 例えば1号機の高経年化技術評価であれば、昨年8月5日に確認された確認書等がございます。その中で、その配管部分ということであれば、まず評価条件としましては、配管の肉厚は40年運転時をまず仮定します。それから、疲労蓄積に関しましては、60年間運転した場合の起動、停止、トリップ等を含む疲労蓄積を想定した上で、基準地震動に対する耐震安全評価が行われているものでありまして、その結果は許容値以下であり、評価は妥当であるという審査結果になっているものです。

以上です。

○委員（井上勝博） それは、通常運転で40年とか、通常運転で60年ということなんでしょうか。例えば、そこに想定しなかった地震の揺れとか、そういうものがあつた場合にはどうなるのかということについてはどうなんでしょうか。

○原子力防災安全室長（遠矢一星） 先ほども説明したと思いますが、繰り返し行われる起動、停止並びにトリップ等なども含まれる形で60年間の疲労蓄積が評価されております。

以上です。

○委員（井上勝博） トリップって何ですか。

○原子力防災安全室長（遠矢一星） 自動停止のことです。

以上です。

○委員長（森永靖子） 井上委員も当局の答弁で資料請求のことはよろしいですか。

○委員（井上勝博） 地震の揺れが襲うということについての評価は入ってないと理解してよろしいんですか。それで、この件についても資料を取り寄せていただければというふうに思います。

○原子力防災安全室長（遠矢一星） 例えば、余震等の繰り返しの地震についてですが、新規制基準並びに高経年化技術評価に関する審査、双方に

おいて確定した基準地震動及び揺れの後に変形することなく元の状態に戻る弾性範囲の評価も行われておりまして、これが実際の地震でいう余震、地震の繰り返しに対しても検討、評価が実施され、発電所の安全性に影響を及ぼすことがないことが確認されております。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、この資料請求について御意見がありますか。

○委員（佃 昌樹） 九州電力としては、いつも事故が起こらないように安全運転に最善の注意をしてやりますって、必ず書いてあるんです。これは住民に対してのものだと思うんですが、可能な限りはやっぱり持っている情報というのは、提供をしてもらいたいですよね。

我々素人で工学的なことはわからない。それは十分理解はしていますが、わかる人に聞いたり、いろいろしてみたいとは思っています。だから、あるものはやっぱり出してもらいたい。東京電力を引き合いに出して悪いけれども、新潟の技術委員会が指摘をして、おかしいよと、もうちょっと検証をきちっとやれと言ったところから、3日後にはメルトダウンがありましたといったような報道をしている。結局は、評価としては隠ぺい工作という評価を受けているわけですよ。

だから、やっぱりそういうことがないように、私たちは市民の安全を担保してやる上からも、できることは、やっていかないとと思っているんです。だから、そういった意味では出せるものがあつたら出してもらいたいし、集めるものがあつたら集めてもらいたいし、委員の意見も、きちっと聞いてもらって、お願いしたいと思います。

○委員長（森永靖子） ただいまの資料要求につきましては、今後調整を行い、委員会資料として提出するよう対応してまいりたいと思います。

ほかに御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） あわせて、このことについては社民党の福島瑞穂議員が文書で質問されていて、それについて回答されている文書を、私、事前にいただいております。ただ、これはやっぱり委員会資料としても当局に取り寄せてもらって、この中にこう書いてあるんですよ。地震時における累積疲労係数の評価にあたっては、保守性を見込んだ計算を実施しており、保守性というのは安全を見込んだということです。計算を実施してお

り、現実に基準地震動に相当する地震が起こった場合と比較して一概にお答えすることはできませんって書いてあるんですよ。

だから、これがどういう意味かというのはよくわからないんです。保守的にしているんだけど、しかし現実に起こった場合と比較してお答えすることができません。だから、現実に起こったらよくわからんということなのか、よくわからないんですけども、そのような回答をしていて、ちょっと本当にこういったところを細かく調べていくと、いろいろと問題が出てくるんじゃないかと思うので、この福島瑞穂議員がもらっている回答書についても当局に資料を出していただくようお願いいたします。

○委員長（森永靖子）井上委員の意見に対して、当局は何かありますか。

○危機管理監（中村 真）今いただいた質問でございますけども、こちらでも一応調べさせていただきます。入手できるものかどうか、そこちょっと今の段階ではお答えできませんので、一応調べさせていただきますして、提出できるものであればそういった方向で今後委員長のほうとも協議をさせていただきながら、調整していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（森永靖子）お願いします。ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思えます。御意見ありませんか。

○委員（杉蘭道朗）先ほどから資料提出の請求等々もございまして、それを待って、一つの判断としたいということを考えておりますので、この陳情に関しては継続審査をお願いいたします。

○委員長（森永靖子）ただいま、本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を、継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しまし

た。

なお、委員長において継続審査の申し出を議長にいたしますので、御了承願います。

以上で、本陳情の……。

○委員（川添公貴）取り扱いについて。今、継続審査という御決定をされたところですので、せっかくならば陳情第4号でも九電を呼んでいますし、せっかくだすからいろいろ資料を集めるんですから、田中ひろみさんの参考人招致を要望します。

○委員長（森永靖子）済みません、ちょっと今聞きそびれました。もう一回、ごめんなさい。お願いします。

〔「陳情者の参考人招致」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）わかりました。それでいいですよ。ちょっとしばらくお待ちください。ごめんなさい。

ただいま、陳情者の田中ひろみさんに対しても参考人招致をしてはどうかという意見がありますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）では、そのように決定させていただきます。

それでは、本陳情の取り扱いについては継続審査とすることが決定されましたが、本陳情は熊本地震による川内原発の安全性を指摘する内容であることから、今回の九州電力参考人招致の対象案件に加えたと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

○委員（川添公貴）済みません。もう一回詳しく教えてもらえませんか。何で、対象案件にするのか。この陳情という趣旨は、陳情自体が一個一個が一つの意味を持っているんで、なぜ関連するのか。ただ、この熊本地震におけるというのを、この陳情については次の陳情もそうですよね。全部そうですよね。だから、きちっとそこは、そこだけを捉えてやるべきであって、ちょっと意味が——何で九電のあれとあわせてもってするのかというのが、意味が、わからないんですけど。詳しく説明をお願いできませんか。

○委員長（森永靖子）書記に説明をお願いします。

○書記（瀬戸口健一）ただいま川添委員のほうから、対象案件に加えるのかということの御質問であったかと思えます。今回の陳情第10号につ

きましては、前回の陳情第４号と同様に九州電力の今回、参考人招致の中に含めてはと考えてのことでありました。

これにつきまして、熊本地震での揺れに対して川内原発の安全性といえますか、耐震性、それについての内容が含まれているかと思うので、今回、先ほど委員長のほうからも説明がありましたとおり、九州電力のほうに意見を聞く内容としましては、熊本地震に対する川内原発の状況ということで説明があったかと思いますが、そういうことも踏まえまして陳情第１０号も陳情第４号と同様に対象に加えたということでありました。

以上です。

○委員（川添公貴） 委員会運営に事務局が……。起因する要因が熊本地震であるということは、陳情第１０号、１１号、１２号については、趣旨が一貫していますので、これは理解しますね。この１０号、１１号、１２号を一括審査するというのは、これはわかるんですけど。じゃあ何で陳情第４号になのかということになると、これは免震重要棟を主眼として陳情がなされているものであって、免震、耐震の関係ですね。意見書として、早期に免震重要棟を建てろという陳情であります。この陳情は多分地震という大きな枠組みから言ったら、そうかもしれませんが、陳情というのはあえて何でこうなっているかといったら、一個一個が一つの議題であって、議題を連動してやるということ自体はいかがなものかなと思いますよね。

だから、運営上、陳情４号は陳情４号で九電を呼んで、参考人招致をして聞き、それは熊本地震についてという議題も付してあるわけですから、その中で質問をすればいいことであって、陳情１０、１１、１２も関連して質問しますが、というようになると、一括してしなきゃいけないですよ。だから、一括で審査をするということも踏っていないので、現段階においては区別してやるべきであると私は考えますよ。

地震について、今書記が話したんで。それはしっかりと、九電を呼ぶ中で――再度申し上げますけど、熊本地震についてという質問項目をうたってあるわけですから――そこは議員の裁量において質問すべきであって、陳情自体を連動させることはいかがなものかなと思います。

そこをもう一回、委員長としてどうお考えなのかをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（森永靖子） では、今回の九州電力の参考人招致の対象案件に加えて陳情者の田中ひろみさんも一緒に参考人招致としてはという御意見がありましたので、ここでお諮りしたいと思います。

○委員（川添公貴） その意見は出なかったです。その意見は委員長がおっしゃった意見で、私は別のことを言ったんです。

○委員長（森永靖子） 参考人招致で田中さんを呼ぶということじゃないんですか。そのことを諮ったんじゃないですかね。

○委員（佃 昌樹） 進め方なんだけど、確かに熊本地震から発生をした問題として三つの陳情が出ているわけですね。けども、三つの陳情は個別に審査をせなならんと。これはそのとおりだと思うんですよ。ただし、九州電力を呼んで、我々がものを九州電力に聞くときには、三つをもう網羅したような聞き方になると思うんです。網羅した聞き方に。

だから、我々のこの委員会としては、個別に審査をし、それで九州電力に来てもらったら、この三つの件について、もう一括で答えてもらったりするといったような、それが進め方としては一番ベターな方法かなと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 休憩はちょっと待ってください。

申しわけありません。先ほど佃委員のほうから、本陳情は、熊本地震による川内原発の安全性を指摘する内容であるとの意見を言っていたことから、今回の九州電力の参考人招致の対象案件に加えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（川添公貴） 陳情第１０号を陳情第４号に含めて審査をするということで、理解してよろしいんですか。

○委員長（森永靖子） 佃委員がさっきおっしゃったとおりでいいと思います。

○委員（川添公貴） いや、佃委員は違うんですよ。言われたのが。別にしようということだったんですよ。おっしゃったの。私もそういうことです。ただし、陳情第４号について、熊本地震についてということ九電側に通知をされていますよね。されていますよね。だったら、熊本地震の関連する事案については、質問ができるわけだから、ただこの陳情自体はきちっと分けておい

た上で、その中で議員の技量として１０号の部分を１１号、１２号の部分を含めて質問すればいいんじゃないですかということですよ。

一緒くたにするということは、議事運営上なかなかよくないと思うんですよ。というのは、一括採決をしなきゃいけないとか、いろんな案件が出てくるんで、そうなった場合、こっちを賛成して、こっちを反対するとかっていうことも出てくるわけで、できればそうされたほうがいいと思いますよ。そうさっきは二人とも言っていますからね。

○委員長（森永靖子） ちょっと待ってください。ちょっと意味がわからなくなった。

○委員（川添公貴） 自分の頭の中で整理して、質問すりゃいいだけ。

○委員長（森永靖子） 休憩します。１０分後にまた再開したいと思います。

~~~~~

午前１０時３５分休憩

~~~~~

午前１１時３０分開議

~~~~~

**○委員長（森永靖子）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

陳情第４号にあわせて九電の参考人招致とする提案は取り下げることにいたしますので、御承願います。

以上で陳情第１０号の審査を終了します。

---

△陳情第１１号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査の前倒しを求める陳情

**○委員長（森永靖子）** 次に、陳情第１１号熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査の前倒しを求める陳情を議題とします。

本陳情の内容に関し、当局が把握している事項がありますか。

**○原子力防災安全室長（遠矢一星）** 陳情第１１号につきましては、川内原子力発電所の定期検査の前倒しを求められておりますが、これまで同委員会、また今回の本会議でも関連する答弁があったとおり、現時点において川内原子力発電所の一時的に停止する、もしくは定期検査の前倒しを市当局として求めることは考えておりません。

なお、要旨に記載の復水器などの各項目につきましては、これまで各陳情にも記載され、議論されてきた経過がございますので、説明は省略させ

ていただきます。

以上です。

**○委員長（森永靖子）** それでは、ただいま当局から説明がありましたが、質疑、意見をお願いします。

**○委員（井上勝博）** そもそもここに書いてあるように、鹿児島大学大学院の後藤和彦教授が県内のどこでも同程度の地震が起きてもおかしくないと言っている。警鐘を鳴らし、また既に動いた断層はしばらく動かなくなるだろうが、周りは動きやすくなったかもしれないと指摘しているということで、熊本地震が他の地震を誘発する、そのことについても専門家としてはないとはいえないというふうに言っているわけです。

今、川内原発は動いているわけですが、一つは自動停止に至るまでの揺れにはなっていないということと、それから手動停止というのは何か機械に異常があったときに、自動停止がきかなかった場合に手動停止ということになるのだろうと思うんですが。このように事故が予測される、地震が起きるかもしれない、大きな地震が起きるかもしれない。こういう予測されるというときには、この原発をとめるというふうなことはできないのかどうか、その辺は、規定にはないのかどうかということについては、当局のお考えはありますか。

**○原子力防災安全室長（遠矢一星）** 地震というのは、いつ起こるかがわからないわけですので、わかっている活断層については、それがいつ起こってもいいように最大限に起こった場合に原発に対してどういう影響が出ると。地震と活断層の影響が関連づけできないような、国内で起こった地震についても、発電所の直下の場合というのを想定しながら、いつ起こるかがわかりませんので、いつ起こってもいいように最大限の影響評価を行った上で、その中で安全性が確認されているものと認識しております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 私が聞いているのは、要するに事故の可能性はあるかもしれない。災害はわからんわけですからね。特にこういう熊本地震のように２回も続けて大きな地震の後で、エネルギーの大きい地震が起きたという前例のない地震だったわけですから。もしかしたら前震、前震の前震ということがあったかもしれない。あるかもしれない。少し熊本の地震も落ち着いてはきてい

るみたいですが、ただそれはわからんわけですね。県民はそういう不安を持っているわけですよ。こういうときに原発をなぜとめなかったのかという不安を持っているわけですね。

だから、そういう不安に対して政治的にこの原発を手動で停止して、やっぱり点検するということについては、これは今の運転の規定の中ではあり得ないということなんじゃないかな。そこら辺が、規定がないからとめないのか。あれだけ全国的に念のためにとめてみたらどうかという世論というのが出たわけですね。それなのに、安全だと、原発では大した揺れはなかったということで動かしている。だけど、そういう国民の不安に応じて政治的に停止するということはある得ないという認識、そういうことなんじゃないかな。

○原子力防災安全室長（遠矢一星）そういった気持ちの部分に関して、法律上にそういったものについての対応というのは、炉規制法にも記載はないと考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。

○委員（井上勝博）鹿児島大学の後藤和彦教授が、このように発言しているということについて、これについてはどんな地震が起きてもって言ったって、基準地震動しか起こらないという想定ですよ。それ以上の地震は起きないという確信があるわけですね。しかし、その確信というのはこういう自然災害の前で、本当にいえるのかどうかということについては、これまでずっと裏切り続けられてきたわけですよ。

だから、そういう点ではこのもう一度、川内原発敷地周辺の断層がどうなっているのか、地震研究調査推進本部が、推本が九州電力の調査については全くずさんであるという指摘をしていたわけですが、そのことについては曖昧にされたまま、九州電力はもう自分たちの調査が正しいんだということを、我を通していただければいい。そういった問題についてもう一度、再点検をする、先ほどの島崎邦彦先生の指摘もありますから、もう一度そういう調べ直すということはあってもいいのではないかなというふうに思うんですが、その辺については当局は考えていませんでしょうか。

○原子力防災安全室長（遠矢一星）先ほどの陳情の答弁と重なってしましますが、今後いろんな

研究が進む中で、仮に発電所の基準地震動評価に反映すべきものというのが確認されれば、また新たな指示がなされるものと考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方はありませんか。先ほどの井上委員の発言の中に、九電のずさんという言葉が出てきたようですが、発言の訂正は考えられませんか。

○委員（井上勝博）私は記憶している限りは、推進本部の議事録の中でずさんであるという言葉を使っていると記憶しております。それは事実ですので、訂正する必要はないと思います。

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

これで、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）陳情第10号と同じように継続審査ということでお願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。陳情第10号と同じ継続審査ということでしたので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）では、そのように取り扱います。

○委員（井上勝博）陳情第10号と同じようにということは、10号でも田中ひろみさんの参考人招致がありますので、私は陳情第11号も含めてということです。

○委員長（森永靖子）では、委員の皆さんそのように取り扱ってよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）そのようにいたします。

以上で陳情第11号の審査を終了します。

---

△陳情第12号 熊本地震を教訓とし、避難計画や実効性に関する国、県、市による説明会を実施し、住民の質問や意見を聞くことと、熊本地震の教訓を避難計画の改善、見直しに反映することとを求める陳情

○委員長（森永靖子）それでは、陳情第12号 熊本地震を教訓とし、避難計画や実効性に関する国、県、市による説明会を実施し、住民の質問

や意見を聞くことと、熊本地震の教訓を避難計画の改善、見直しに反映することとを求める陳情を議題とします。

本陳情の内容に関して、当局が把握している事項がありますか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 本定例会の一般質問の中にもありましたとおり、熊本の教訓を避難計画の改善、見直しに反映するというにつきましては、市長また管理監の答弁にありましたとおりでございますことを申し添えさせていただきます。

以上で終わります。

**○委員長（森永靖子）** ほかに質問はありませんか。

**○委員（佃 昌樹）** 本会議答弁の中では、具体的なものは何も出てないのな。具体的なものはな。ただ、やっぱりせないかと、方向性はせないかとという方向性は出ているけど、具体的なものが出ていないんですが、より具体的なものが言える時期というのはいつごろになりますか。

**○危機管理監（中村 真）** ただいまの御質問ですが、具体的なものが示せる時期ということでございますけど、本会議でも申しました部分も重なるかとは思いますが、やはり熊本の地震の検証というのが、今後なされて、その中で具体的なものが示されるというふうに考えておりますので、そういったものがいつ出てくるかということになるかと思います。したがって、今の時点でいつごろというのは具体的に申し上げられませんが、また仮に何か方向性が出てきましたとしても、やはりそこは県とも協議の必要な部分というのがあるかと思うので、そういった点を踏まえと、やはりいつごろというのは今の時点では申し上げられないということで御理解いただければと思います。

以上です。

**○委員（佃 昌樹）** 国、県、国がつくったものを今私たちは持っているわけけれども、これ住民意見とか、何とかそういったものも含めて検討はされます。もうその住民の意見は聞きません。国と県だけでやりますという、そういったスタンスなのかな。

**○危機管理監（中村 真）** ただいまの御質問ですが、言葉が足りない部分があったとすれば御了承いただきたいと思います。やはり、市民の意見

というのもあるかと思います。議会の中でもいろいろ議員の一般質問の中でも御指摘いただいておりますので、そういった点を踏まえながら、県とも協議をさせていただきたいということで考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 避難計画については、今後ともこれが100%万全とはいえない。これは、当局も常に避難計画については、改善、見直しをするということは言っているわけですが。しかし、再稼働した後に、果たして避難計画についてこの進展したところがあるのだろうかという疑問もあるわけです。例えば、避難待機時検査場所について、ここにも書いてありますけども、スクリーニング場所については検討中のままという指摘をされておるんですが、これはそうなんですか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 確かに、陳情の中にはございます。私のほうで鹿児島県にも確認させていただきました。その中では、30キロ圏の境界付近から避難所までの間にある避難経路周辺で十分な面積があって、避難所までの移動が容易なところで候補地を選定をしているということです。ただし、その際には柔軟に弾力的に対応する必要があることから特定はしないということで、鹿児島県のほうも県議会等々で答えになっているようです。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 以前、わかりやすく避難計画について、いつまで何をするのかということでスケジュール表を出していただいたことがありました。非常にわかりやすく、これについてはここまで、いつまでに検討しますというのがあったと思います。それについて、到達点がわかる資料、どこまで避難計画が整備、充実されているかどうかということについては、また同じようなやつで出していただくことが可能かどうかなんですけど、どうでしょうか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 今、井上委員がおっしゃった資料は確かに以前の委員会でも提出させていただきました。そこにつきまして、また進んでいるもの、状況的にどのようなものであるかというのは整理をさせていただいて、後ほどまた提出したいと思います。

**○委員長（森永靖子）** それでは、ただいまの資

料要求につきましては今後調整を行い、委員会資料として提出するよう対応してまいりたいと思います。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）陳情第10号、11号と同じように継続審査として扱っていただきたいと思っています。

○委員長（森永靖子）それでは、田中ひろみさんの参考人招致を含む継続審査ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）そのように取り扱いさせていただきます。

以上で陳情第12号の審査を終了します。

---

△閉 会

○委員長（森永靖子）以上で、日程の全てを終わりました。

本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。長時間にわたってお疲れさまでした。ありがとうございました。

## 【卷末資料】

陳 情 文 書 表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |       |               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|---------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 陳情第10号                                                 | 受理年月日 | 平成28年 6 月 14日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 熊本地震で得られた知見により、川内原発の耐震性と基準地震動の検討を求める陳情                 |       |               |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ |       |               |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                        |       |               |
| <p>川内原発は、運転開始から30年を超える老朽原発である。30年目の高経年化技術評価が行われたが、老朽化が進展していて、許容値ぎりぎりの配管があることが発表されていた。熊本地震のように余震が加わった場合は検討されておらず、許容値を超える可能性を否定できない。検討すべきである。</p> <p>6月13日、原子力規制委員会の元委員で、地震と津波の担当であった島崎邦彦氏が、共同通信の取材に対し、熊本地震により基準地震動の計算式自体に問題を確認したと答えたことが報道されている。川内原発の基準地震動は620ガルとされているが、熊本地震の測定値を評価して1,000ガルを超える可能性を指摘する専門家もいる。検討すべきである。</p> <p>よって、下記のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>川内原発の耐震性と基準地震動に関して、原子力規制委員会、九州電力、批判する専門家の意見を検討し、問題がないか市議会において検討すること。</p> |                                                        |       |               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                        |       |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 陳情第11号                                                 | 受理年月日 | 平成28年 6 月14日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査の前倒しを求める陳情                          |       |              |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ |       |              |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                        |       |              |
| <p>川内原発1号機は昨年8月11日、2号機は10月15日より再稼働しているが、それぞれ今年の10月と12月には定期検査のため停止する予定である。</p> <p>＜熊本地震を原発震災への警告とすべき＞</p> <p>川内原発は活断層に囲まれていること、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震発生も近いこと、原発敷地内に断層があることなどを誰もが認めている。</p> <p>鹿児島大学大学院の後藤和彦教授（地震学）は「県内のどこでも同程度の地震が起きてもおかしくない」と警鐘を鳴らす。後藤教授は「熊本地震で、既に動いた断層はしばらく動かなくなるだろうが、周りは動きやすくなったかもしれない」と指摘する。（南日本新聞2016年4月16日）</p> <p>政府の地震調査委員会は4月17日の臨時会で、熊本県で16日未明に起きたマグニチュード7.3の地震は「主に布田川断層帯の布田川区間の活動による」との評価をまとめた。この区間の東側は従来知られていたより数キロ長く、阿蘇山のカルデラの中まで延びていたとみられることも新たにわかった。（南日本新聞2016年4月18日）</p> <p>＜本来すべきことを先延ばしにして川内原発は再稼働に入った＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1号機の昨年8月の再稼働入りの段階で発生した事故について、原因究明や点検、交換などを原子炉を止めて行わず先延ばしにしている。</li></ul> <p>(1) 8月21日、復水器細管の損傷の原因究明は次回の定期検査に先送り。</p> |                                                        |       |              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 8月7日、3基ある一次冷却材ポンプのうちの1基の軸振動計が計測不能になり、1基のみ停止して交換し、他の2基は停止させず、検査もしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年3月までの完成を約束していた免震重要棟もなく、事故対応ができるのか疑問である。</li> <li>・ 当初、2号機の蒸気発生器の交換は2014年の予定だったが、次々回の定期検査時に延期された。</li> <li>・ 火山の爆発が続いているが、火山の影響を考えた安全性に関しても、火山学者の意見を反映させず見切り発車している。</li> </ul> <p>よって、下記のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>九州電力に対して、熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査の前倒しを求めること。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                       |       |               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 陳情第12号                                                                                | 受理年月日 | 平成28年 6 月 14日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 熊本地震を教訓とし、避難計画の実効性に関する国、県、市による説明会を実施し、住民の質問や意見を聞くことと、熊本地震の教訓を避難計画の改善、見直しに反映することを求める陳情 |       |               |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ                                |       |               |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                       |       |               |
| <p>熊本地震の余震と言われる地震が続いている。川内原発周辺には多数の活断層がある。また、活断層があると言われていなかった場所で大きな地震が発生することがある。2000年にはマグニチュード7.3の鳥取県西部地震が発生した。1997年の鹿児島県北西部地震は、3月26日にマグニチュード6.6、5月13日はマグニチュード6.4だった。長期間多数の余震が続いた。幸いなことに山間部の人口の少ない地域で起きたためか、死者はなく負傷者31名だった。</p> <p>川内原発から5～30キロ圏内は、空間放射線量率が毎時20マイクロシーベルトを超えたら1週間以内に、500マイクロシーベルトを超えたら即時に30キロ圏外に避難することになっていて、それまでは屋内退避することになっている。原子力規制委員会は、地震による影響がなくても、放射線の影響は木造家屋で25%、コンクリートの施設で50%しか防げないと発表している。また、車の中は通気性が高く（密閉性が高いと窒息する）、窓ガラス1枚で外気に近いため、内部被ばく、外部被ばくともに避けられない。</p> <p>地震が原因で川内原発が重大事故を起こした場合の避難が大変心配である。下記に一部を書き出す。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市内には耐震基準改定前の家屋が何軒あり何人が住んでいるのだろうか。屋内退避できなくなる、屋内退避が不適となる可能性のある家屋が何軒、そして何人いるのだろうか。</li><li>・ 地震に耐えて屋内退避できる公共施設は何箇所あり、何人収容できるのだろうか。そこまで車で行けるのだろうか。</li><li>・ 介護施設・病院などの耐震性と放射性物質が入ってこない密閉性は確保できるのだろうか。</li><li>・ 国道3号は通行できることを前提として避難計画が作られているが、通行できなくなる可能性はないのだろうか。通行できなくなった場合、避難先に着くまで何時間かかるのだろうか。</li><li>・ 安定ヨウ素剤について、5キロ圏外の住民に対しては、原発から30キロを超えた地点に設置するとされている避難待機時検査場所（スクリーニング場所と呼ばれていた）の救護所で配布する、又は、避難先で配布すると県の担当は話している。いまだに避難待機時検査場所は検討中のままだが、いつになったら決まるのだろうか。</li><li>・ 甲状腺がんを防ぐ安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素を吸い込む前に飲むことが基本である。原子力規制委</li></ul> |                                                                                       |       |               |

員会は、放射性ヨウ素を吸い込んでから約8時間後だと効果は約40%、約16時間過ぎるとほとんど効果が無いとしている。間に合うのだろうか。

- ・ 放射性物質が舞う中、食料や水の確保は大丈夫だろうか。救援の人は来てくれるのだろうか。
- ・ 停電の中、どのように原発の状態や放射性物質の飛散、屋内避難の状況を知ることができるのだろうか。
- ・ 放射線モニタリングポストが損傷し、放射線測定器を車に積んで行くことも道路が通行不能になり実施できなくなった場合はどうなるのだろうか。

よって、下記のとおり陳情する。

#### 記

- 1 避難計画の実効性に関する国、県、市による説明会を実施し、住民の質問や意見を聞くこと。
- 2 熊本地震の教訓を避難計画の改善、見直しに反映すること。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 森 永 靖 子